

10/20
朝日

首相「民法の不法行為も」

解散請求の要件 1日で答弁変更

旧統一教会への対応をめぐり、岸田文雄首相は19日の参院予算委員会で、宗教法人の解散命令を裁判所に請求する際の要件に「民法の不法行為も入らない」と述べた。18日の衆院予算委では「民法の不法行為は入らない」としていたが、1日で法解釈を変更。民法も含めるよう求めていた野党の機先を制する狙いがあるとみられる。▼3面=焦る政権、4面=3閣僚の追及強める

首相は解散命令請求の要件について「行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認められる場合、民法の不法行為も入りうる」と説明した。宗教法人法は「法令に違反し、著しく公共の福祉を害する行為をした場合」などが解散命令の事由にあると定めている。首相は18日の答弁ではオウム真理教への解散命令の際に裁判所が示した「刑法等の未定法

規の定める禁止規範または命令規範に違反」などの基準に言及。「禁止規範また

は命令規範」に民法は含まれないとの考えを示している。

(小手川太朗)

今後の被害救済与野党が協議会

政権危機感 異例の設置へ

旧統一教会の問題をふまえ、靈感商法や高額献金などの今後の被害防止と救済を図るために、自民党、立憲民主党、日本維新の会は19日、公明党も含めた4党で与野党協議会を設置することを合意した。「被害者救済法案」の今国会提出と成立をめざす。

国会内で3党の国会対策委員長が会談し、「悪質献金等被書者救済のための与野党協議会」設置で合意した。法案を作成し、今国会で成立させることも確認した。救済法案は、相手の状況につけ込んだ勧誘での契約

取り消し権などが検討される見通しの消費者契約法改正、宗教法人への寄付を規制する新法などを念頭に協議を進める。週内に4党の実務者らが集まり、初会合を開く見通しだ。

政権の危機感を背景に、与党が野党第1党に協力を求める意図で与野党協議の場が設置されるのは異例。2012年に民主党の野田佳彦政権で消費増税と社会保障の一体制改革に関連し民自公3党で協議を重ねたケースや、1998年の「金融融国会」がある。

(樋場勇太、高木智也)